

倉吉市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例をここに公布する。

令和7年9月16日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第26号

倉吉市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づき締結する契約をいう。以下同じ。）を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約を締結することができる契約は、物品の借入れ又は役務の提供を受ける契約であって次に掲げるものとする。

(1) 次のアからオまでに掲げるものその他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

ア 車両その他の物品の借入れ

イ 庁舎その他の施設又はその附帯設備その他の物品の保守又は維持管理（警備及び清掃を含む。）についてのもの

ウ 電子情報処理組織の継続的な利用に関するもの

エ 配送、運搬若しくは回収又は送迎を行うためのもの

オ 物品の保管若しくは受渡し又は相談の連絡若しくは応答についてのもの

(2) 年度当初から発生する恒常的な物品の借入れ又は役務の提供を受ける必要があるもの

(長期継続契約の期間)

第3条 前条の規定による契約の期間は、その履行期間が5年以内であるものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。